

令和3年度 サンジュエリー 事業計画

事業所名	サンジュエリー
施設長	小谷 昭則
実施事業	生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援
開設年月日	平成13年4月1日
所在地	鳥取県倉吉市福守町452番地
正規職員数	8名
準職員数	4名
契約職員数	20名
定員	生活介護・施設入所支援 定員 30名 短期入所 2名 日中一時支援 1日1～2名
職員配置	施設長1名 施設長補佐1名 サービス管理責任者1名 生活支援員19名 理学療法士1名 看護師3名 栄養士2名 調理員2名 事務員1名 宿直員1名 計 32名

1 基本方針

- (1) ご利用者様一人ひとりの個性を尊重し、自己の生活環境を生み出していただけるよう支援を行います。
- (2) ご利用者様の意志及び人権を尊重し、権利擁護、虐待防止の意識を強く持ち、自立及び社会参加へのより専門的な支援ができるようスキルアップに努めます。
- (3) ご利用者様とコミュニケーションを増やし、傾聴してご利用者様個々のニーズを引き出し、安心・安全に生活実現が図れるような施設を目指します。
- (4) メンタルヘルスケアを実施しながら、心身の健康状態を把握し職員が情熱を持って仕事に取り組める環境づくりを進めます。
- (5) 地域貢献を通じて理解と信頼を得ると共に、地域福祉の充実の一助となる開かれた施設づくりに努めます。

2 運 営

(1) サービス管理・自立支援について

ご利用者様の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえ、ご利用者様に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、ご利用者様に対して適切かつ効果的な個別支援計画に基づく自立支援の確立に努めます。

- ① ご利用者様へのより良い支援を迫及しながら、支援内容に関する評価を実施します。(1人につき1回/月)
- ② 個別支援計画の定期的な見直しを行います。

(原則：1人につき1回/6ヶ月ですが、必要に応じ適宜見直しを行います。)

- ③ 相談支援事業所が作成するサービス等利用計画を踏まえ、ご利用者様に必要な支援は何かを追求し、より具体化した個別支援計画を作成します。

(2) リハビリテーション、機能訓練について

ご利用者様の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、全職員がご利用者様の身体機能の維持・改善を図り、基本的行動・日常生活動作の向上、介助

量の軽減を目指します。

- ① 現在、保持している機能を活用し、機能状態に合うよう理学療法士を中心に看護師及び各部署職員と連携してリハビリテーション実施計画書を作成します。
- ② リハビリテーションカンファレンスを実施し、定期的実施計画書の見直しを行うとともに、個々の身体機能評価を実施します。(1回/3ヶ月)

(3) 調理業務について

給食委員会を中心に、栄養管理の充実を基に、衛生面・感染症に留意し安全性を確保しながら、食への楽しみ幸せを図ります。

- ① 各職種と共有、連携しながら、ご利用者様の身体状況・栄養状態を把握し、健康維持を図り、一人ひとりに適した食事形態また盛り付け及び工夫した見た目等も配慮して提供します。
- ② 嗜好調査・残食調査を実施し、ご利用者様の好き嫌い、食事量の変化を調査、意見を取り入れて献立作りに活かします。
- ③ 地産地消を心掛け、新鮮・衛生面を留意し、安心・安全な食事を提供します。
- ④ クラブ活動で栽培、収穫した野菜を提供し、楽しみと食への喜びを分かち合い、また、ご当地メニュー、バイキング、手作り料理等行事食を取り入れ、変化に富んだ食事を提供して食への楽しみを増やします。
- ⑤ 感染症の侵入を防ぎ、食中毒予防の徹底と衛生マニュアルに従った業務に努めます。

(4) 看護・医療業務について

日常生活の中でご利用者様が安心・安全に生活していただけるよう表情、動作を注視することにより健康状態、体調変化を早期に把握して素早い対応に努め、健康管理体制を強化します。

- ① ご利用者様が健康で安心して生活できるよう看護職員及び職員全員が医療における安全の必要性・重要性を認識し、安全管理の確立と安全な医療を行います。
また、家族、嘱託医、協力医療機関との連携のもと健康管理に努めます。
- ② インシデント・アクシデントの検討を行い、再発防止を全職員に周知し、職員全員が同じ対応が出来るよう努めます。
- ③ 感染症の防止、蔓延を起こさないよう室内温度・湿度の管理、施設内の換気を日常的に行い、また、知識・技術を高めるため、ノロウイルス・インフルエンザ予防、感染汚物処理方法など専門職員の指導の下施設内研修を行い常に最善の対策を行います。
- ④ 喀痰吸引・経管栄養が必要なご利用者様でも安心して施設利用生活ができるよう研修、実習を行います。

(5) 権利擁護・虐待防止について

虐待防止委員会、処遇改善委員会を中心とし、ご利用者様が安心して快適な生活を送れるように、ご利用者様の権利擁護を積極的に推進し、虐待防止と早期発見を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築します。

- ① ご利用者様の個性を理解し日常の介護で個々に合ったサービス提供が出来るよう努めます。
- ② ご利用者様の意見を取り入れQOL(生活の質)の向上に努めます。
- ③ ご利用者様に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらす対応とならないよう、常日頃から接遇向上に向けた取組みを行い、適宜ご利用者様の適切なケアの見直しを実施します。
- ④ 虐待防止のための措置として、責任者の設置、ご利用者様に対する虐待防止啓

発のための定期的な研修への参加、権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等に努めます。

- ⑤ 職員のメンタルヘルスケア、虐待ヒヤリハット調査を行い、虐待発生を招く原因を取り除くように努めます、また、常時面談・相談の機会を設けコミュニケーションの重要性に取り組みます。
- ⑥ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行わず、処遇改善会議を随時行います。

(6) 経営について

経営委員会・リーダー会議を中心に、施設安定経営と適切なサービス提供確保のための経費削減及び施設稼働率の確保に努めます。

- ① 毎月の電気・ガス・水道・灯油の使用量と使用料金をグラフにして前年度比較における分析を行います。
- ② 業務の合理化、効率化を行い水道光熱費、消耗品削減を目指します。
- ③ 正規職員会議を毎月開催し、各担当場所を決め施設内外の環境整備等全職員協力して取り組みます。

3 主な実施事業

(1) 施設整備事業

高圧気中負荷開閉器（PAS）取替改修工事 他 1,722千円

(2) 事業活動

① 個別外出支援

月に1回鳥取県内中部地区の商業施設や近隣散歩等ご利用者様の社会参加を促進した支援を実施します。

② 保育園との交流会

法人内保育園児とのふれあい交流を実施します。

踊り、歌、太鼓等（1回/4ヶ月）

③ 地域・家族交流会（福祉の里夏祭り、文化祭）

8月、11月にご利用者様・ご家族様、法人内施設ご利用者様、地域住民の方々等と交流を図ります。

- ・主な内容：（夏祭り）職員出しもの・屋台・地域住民出しもの
（文化祭）作品展示・職員出しものご利用者様とご家族様とのふれあい（手作り料理）

④ 地域とつながるコスモスプロジェクト

施設周辺に“黄色いコスモス”を咲かせ、地域の皆様に種を配布できるようにご利用者様・職員協力して取り組みます。

⑤ DVD鑑賞（新規）

プロジェクターを利用して大画面での映画上映を行い、ご利用者様が楽しいひと時を過ごしていただけるよう努めます。

⑥ オンライン面会

新型コロナウイルス感染予防対策として直接のご面会を制限する場合は、タブレット端末を活用したオンラインでのご面会を提供し、ご利用者様がご家族様や知人と会う楽しみを維持します。

4 安全管理・衛生管理

- (1) ご利用者様が安全で安心して日常生活をおくれるようリスクマネジメントの強化

- を図り、ヒヤリハット・アクシデントの収集と分析を行い事故防止に努めます。
- (2) ご利用者様が安心して生活できるよう、設備・器具及び備品等の安全管理を行い、物品等の整理整頓及び福祉用具等のメンテナンス等環境整備や建物の安全管理を行います。
 - (3) 感染症予防のための衛生管理、衛生教育の徹底を図ります。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症については、手洗い、マスクの着用、獅子のアルコール消毒を徹底し、三密を防ぎ、1時間に2回以上の換気を行うなど、常に感染予防に努め、感染拡大防止に十分に配慮します。
 - (5) ご利用者様の健康管理として、健康診断（2回／年）、歯科医による（1回／月）の口腔ケア指導により誤嚥性予防、口腔機能維持に努めます。また、ご利用者様の食事終了時までの見守りを行っていきます。
 - (6) 職員の健康管理として、健康診断（夜勤・宿直者は2回）、メンタルヘルス、腰痛予防対策の実施等を行います。
 - (7) 送迎業務の運転手について健康状況や体調等を把握し、適任者により運転をさせるとともに、必要に応じて運転手以外にも介護職員を同乗させるなどして、安全な車両について送迎に配慮します。
 - (8) 車両について使用前の日常点検などの安全管理を徹底するほか、運転の状況を把握するため、運転日誌等の記録を行います。
 - (9) 職員に対し、道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるように、研修などを通じて安全教育を実施します。

5 防火・防災、救助体制

防災計画及び災害対応マニュアルにより、防災及び災害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。

- (1) ご利用者様、職員の訓練、周知として避難訓練（昼・夜間訓練、地震想定、消火訓練、通報訓練）を年2回以上実施するとともに、水害時の避難確保計画に沿った実地の避難訓練を実施します。（1回／年）
- (2) 消防用設備（自動火災報知機、自動火災通報装置、スプリンクラー設備等）の点検（2回／年）、電気設備管理（1回／2ヶ月）、空調設備・ボイラー点検（2回／年）、地下タンク点検（1回／年）及び安全委員会による防災自主点検を実施し災害時の被害を最小限にとどめます。
- (3) 有事の際の備蓄品は、常時3日分備蓄します。（水ペットボトル500m・150本・レトルトうどん150食・レトルト米飯150食）

6 職員の資質向上と研修

(1) 外部研修会への参加

福祉に従事する職員に求められる基本姿勢、専門的知識・技術、意識改革等の資質向上と組織が必要とする人材が効果的に育成できる研修会に参加します。

(2) 法人内部研修への参加

法人内の各部会や研修に職員を参加させ、全職員のスキルアップを図ります。

(3) 施設内のOJT・職場研修の実施

OJT（職場を通じての研修）、OFF-JT（職場を離れての研修）、SDS（自己啓発援助）などの研修を実施し、職員の職業倫理を醸成することでご利用者様サービスの向上に努めます。

(4) 職員の資格取得のための取組み

- ① 法人の「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する助成制度を活用し、職員の取得意欲の増進とキャリアアップを促します。
- ② 介護福祉士等の資格取得に向けた勉強会を実施します。また、職員を資格取得のための研修等に積極的に参加させます。
- ③ 喀痰吸引・経管栄養実施のための認定特定行為業務従事者を育成します。

(5) 職員間の日常的連携、報告、連絡、相談の徹底

業務においては、常に気を張り「声掛け」「見守り」「指導」「学習」などを行うことに努めます。

7 各種団体との連携と地域交流

(1) 広報誌の発行・配布

発行回数：4回／年

配布先：ご家族様、他施設、関係機関

(2) 地域交流事業

福祉の里の施設が主催する地域交流夏祭りにご利用者様、ご家族様に参加していただくとともに、地域の住民の方々との交流を図ります。

(3) 各種団体との連携

関係機関（市町村・相談支援事業所）との連携を強化するため、相談支援事業所を定期的に訪問し、情報交換を図ります。

(4) 開かれた施設

施設見学、ボランティア及び学生現場実習の受け入れを行い、地域の理解と協力を得るよう努めます。

8 年間行事計画

別紙参照